

沖縄県医師会館いよいよ建設へ



常任理事 真栄田 篤彦

9月に入ってもまだまだ暑さの続く頃、会員の先生方に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。高齢化社会を目前に控え、種々の医療費抑制策が導入されようとしている中、医師会活動に更なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、次年度には沖縄県医師会館が完成する予定です。これまでの建設までに至る経緯を紹介します。

1. なぜ、県医師会の会館建設が必要なのか？

今から32年前の昭和50年（1975年）、沖縄国際海洋博覧会開催の頃、大浜方栄県医師会長の時期に現在の浦添市当山に医療福祉センターが建設されております。沖縄県医師会が医療福祉事業団から2億8,750万円を用地取得のために借り入れして、現在地を1億9,500万7千円で購入しております。同医療福祉センターが昭和52年（1977年）に完成した後、沖縄県医師会は同センター内に移転しました。県医師会専用面積は僅かに43坪程度の床面積で、今日の医師会の組織では非常に手狭でした。理事会も事務局の左端の5坪程度のスペースで行われていました。医療福祉センターの所有者は沖縄県で、その中には浦添看護学校が設置されています。最近の7年間は、看護学校の一室を理事会の会議に借用しています。この部屋は12坪程度のスペースで、県医師会の各種委員会を開催する場所としても利用しています。勿論、現在でも県医師会会長室もなければ応接室もありません。県外からの特別講演の先生方がいらした時も、控室は、看護学校の一室を使用しています。土地は沖縄県医師会の所有で、センター建物は沖縄県の所有という形態で、正に「軒下貸して母屋取られるの」の状態が今日まで続いておりました。

2. 用地取得のための特別会計設置について

前述の用地取得のため借入れした2億8,750万円を年利4.5%で20年間で返済する計画で、昭和50年度に用地特別会計を設置しています。当時、A会員からは月額（北部地区医師会は9,000円、那覇市医師会・中部地区医師会・南部地区医師会はそれぞれ10,000円、先島・久米島は8,000円）、B・C会員からは月額1,000円を徴収しておりました。会員からの徴収は、昭和50年（1975年）から昭和59年（1984年 宜保好彦県医師会長の時）まで3億5,388万1,000円徴収しています。用地特別会計に拠出して頂いた先生方からは、今回の会館建設における費用負担は考慮することになっております。

3. 会館建設準備委員会の設置

平成10年、比嘉國郎県医師会長の時に、会館建設準備委員会が開催され、種々の条件等を考慮した結果、現在地当山に会館を建設するよう答申がなされました。それに基づいて同地に基本設計等を検討していました。平成15年、稲富洋明県医師会長の時には、現在地の浦添看護学校体育館横の駐車場スペースに、1階は駐車場として、3階建ての会館を建設する予定で検討していました。

平成15年9月、県福祉保健部から平成18年4月に完成予定の「県立南部医療センター・こども医療センター」近在の農業試験場跡地と現在の浦添市当山の県医師会所有地との等価交換の提案があり、当初首里崎山の農業試験場跡地が提案されておりました。しかし、同地は低地で大雨の際には敷地内の小さな川が氾濫し、しかもサトウキビの実験栽培場跡なので、湿地帯の状態では会館建設には不適であると判断し、新たに南風原町新川地区での等価交換を推進してきました。こちらは、地理的には病院よりも東側で高

会館建設に係る負担金賦課徴収について（4案に決定）

1 案 「3億円」銀行借入で20年間徴収する場合（※高齢会員は免除）

①会館建設負担金賦課徴収(案)		②会館維持・管理費賦課徴収(案)		①+②建設費、維持・管理費合計額	
A会員	B会員	A会員	B会員	A会員	B会員
2,000	1,000	1,000	500	3,000	1,500
24,000	12,000	12,000	6,000	36,000	18,000
480,000	240,000	120,000	60,000	600,000	300,000
20年間の推計収支差額 27,372,000					

2 案 「3億円」銀行借入で25年間徴収する場合（※高齢会員は免除）

①会館建設負担金賦課徴収(案)		②会館維持・管理費賦課徴収(案)		①+②建設費、維持・管理費合計額	
A会員	B会員	A会員	B会員	A会員	B会員
1,800	600	1,000	500	2,800	1,100
21,600	7,200	12,000	6,000	33,600	13,200
540,000	180,000	180,000	60,000	720,000	240,000
25年間の推計収支差額 20,289,000					

3 案 「1億円」銀行借入、「2億円」共済会借入で20年間徴収する場合（※高齢会員は免除）

①会館建設負担金賦課徴収(案)		②会館維持・管理費賦課徴収(案)		①+②建設費、維持・管理費合計額	
A会員	B会員	A会員	B会員	A会員	B会員
1,500	1,000	1,000	500	2,500	1,500
18,000	12,000	12,000	6,000	30,000	18,000
360,000	240,000	120,000	60,000	480,000	300,000
20年間の推計収支差額 26,082,000					

4 案 「1.5億円」銀行借入、「1.5億円」共済会借入で20年間徴収する場合（※高齢会員は免除）

※(決定)

①会館建設負担金賦課徴収(案)		②会館維持・管理費賦課徴収(案)		①+②建設費、維持・管理費合計額	
A会員	B会員	A会員	B会員	A会員	B会員
1,500	1,000	1,000	500	2,500	1,500
18,000	12,000	12,000	6,000	30,000	18,000
360,000	240,000	120,000	60,000	480,000	300,000
20年間の推計収支差額 11,423,000					

※昭和50年度から昭和58年度の間にご利用特別会計拠出金を納付した者は、会館建設負担金賦課額との差額分を徴収する。



沖繩県医師会館外觀透視図



